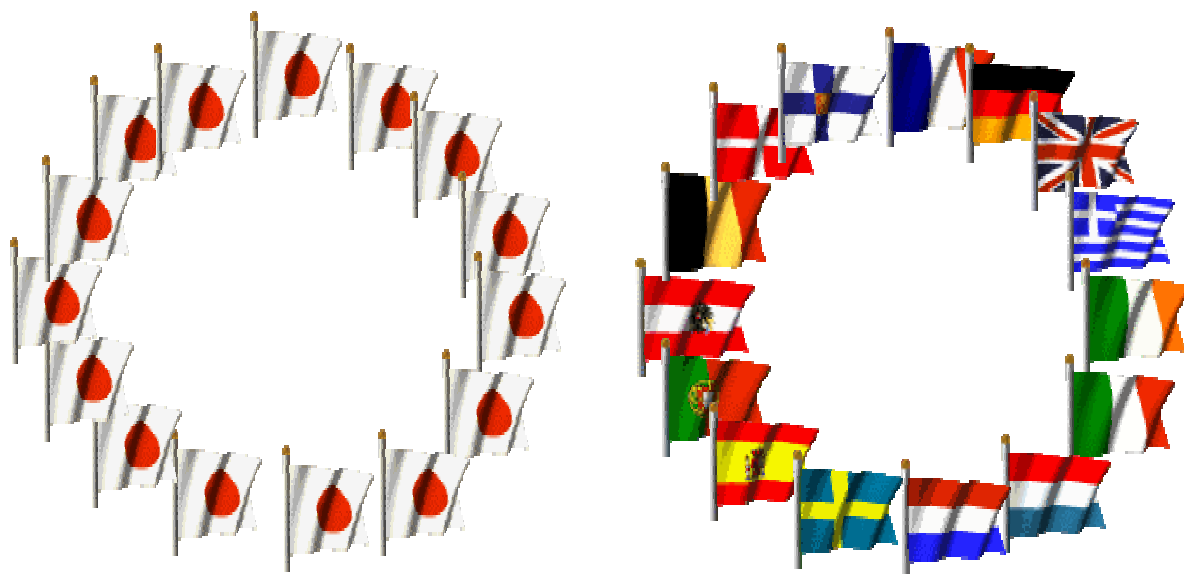


日・E U 規制改革対話

優先要望



2003年11月14日

E Uの規制改革に関する日本側（優先）提案及びコメント

目次

(ページ)

目・EU規制改革対話全般	2
A．分野横断的規制	
1．商法・商慣行.....	4
2．貿易・関税.....	6
3．情報・知的財産.....	8
【付論】雇用.....	10
B．業種別規制	
1．法律サービス.....	11
2．電気通信.....	12
3．金融サービス.....	14
4．自動車.....	15
C．環境規制	
環境.....	16
D．ビジネス環境の基盤的事項等	
1．滞在・労働許可.....	18
2．運転免許証.....	23
【付論】社会保障.....	24
付論	
(ANNEX1) 税制.....	25
(ANNEX2) 加盟候補国における要望事項(参考).....	28

対EU規制改革優先要望リストについて

昨年11月及び本年3月に我が国より提出した優先・補足全要望項目の内、優先要望(12分野34項目)につき、分野横断的規制、業種別規制、環境・食品安全関連規制、及びビジネス環境の基盤的事項等の4つの視点から優先要望となる項目を厳選した結果、本優先要望リストは最終的に新規要望項目を含め10分野29項目となった。本年度の新たな追加要望については を付してある。また、本要望書末尾に新規加盟予定国における要望事項を今後の参考の観点から幾つか紹介している。

日・EU規制改革対話全般

日・EU規制改革対話は、日・EU間の貿易・投資促進を目指して1994年に規制緩和対話として発足し、後に規制改革対話に改名し今日に至っており、今回で第10回目を数えることとなった。この10年間は、以前の貿易摩擦等を主とする対立的な要素が薄れ、むしろグローバル化の進展する中、本対話は、より技術的な規制やビジネス環境全般について建設的な観点から意見を述べ合う場へと移行していると評価している。

グローバル化の進む中、そのメリットを最大化し、デメリットを最小化するため、各種国内規制はもはや他の国や世界と切り離しては考えられない重要なファクターとなっている。特に、EUや米国、そして日本は、責任ある世界の経済における重要な一極として、自らの国内規制に対する姿勢として、より密接な情報交換、そして忌憚無い意見交換によって、双方の不利益や非効率を極小化し、成熟した経済制度を共に構築し、社会的厚生を高めていくことが重要である。

本対話は、日・EU協力のための行動計画においても重視されており、経済面での協力関係をより一層深めていく観点から、本規制改革対話の枠内にてできることは多い。例えば、規制が成立する前の段階からの情報と意見の交換を緊密に行っていくこと等も今後より充実していきたい。

また、本対話は、その目的の中核である経済活動の実態から乖離しないよう、実際に規制の対象となっている民間部門からのインプットを今後も引き続き重視していく必要がある。我々は、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(BDRT)をはじめとするビジネス界や消費者も含む民間からのインプットを最大限に尊重していくことが重要である。

昨年度に引き続き、本対話の双方向性についても重視しつつ、本対話のサイクルと双方の国内・域内プロセスとの協調を念頭において取り進めていくべきである。また、経済分野における昨今の進展のスピードに時宜を得て対応していくことや問題を回避するための予防的な協議といった側面からもハイレベル会合の効率的な運営を検討していくべきと考えている。例えば、アジェンダについては、「双方向投資の促進」等、アドホックに一つのテーマに焦点をあてるセッションを設けてみるのも一案である。更に課長級会合や専門家会合開催の活用によって、より一層の効率的な運営を追求する余地があると考えられる。この観点からは、昨年度は民間からの当事者を招いての専門家会合を開催するなど、幅を持たせることもできた。

優先要望書における掲載項目は、基本的にハイレベル会合における協議対象を念頭に整理しており、そこでの十分な議論を確保する観点から、本年度は、従来よりも更に精選した。なお、個別の事項によっては、本優先要望書に掲載されているものでもありながらも、必ずしもその詳細について全てをハイレベル会合において議論することが適当ではないものもある。一方で、各論として個別に優先的に取り上げる程ではないものの、内容としてはその全体から見た場合優先要望と同等にビジネス環境改善の観点から重要な事項があり、それらは付論などとして取り上げている。

来年5月には中・東欧等10か国がEUに新規加盟する予定と承知しており、同拡大の我が国への影響との観点からは、総体としては、中長期的に見てプラスの面が多々あるものと理解している。一方で、短期的課題としては、(1)関税率の引き上げに対する補償交渉、(2)GATSによるサービス約束の後退、(3)アンチダンピング措置の新規加盟国への自動的な適用、(4)既存の投資インセンティブ縮小の問題、(5)通商航海条約の維持の問題等が懸念されており、これまでも建設的解決に向けて日・EU(新規加盟予定国当局を含む)協議を行ってきており、今後共引き続き協議を行っていく必要があると認識している。

なお、基本的な姿勢として、新規加盟諸国との間の経済・ビジネス関係を今後も緊密化して行きたいと考えており、同10か国の正式加盟にあたっては、日・EU規制改革対話への積極的な参加を歓迎したい。ただし、新規加盟国における国内法をEU基準に適合するべく変更する際には、透明性の確保、制度の統一性が重要であり、その施行にあたっては十分な説明の機会が必要と考えており、欧州委員会としても適切に対応いただきたい。

また、本年度は加盟前であるので、本会合等における協議対象事項としないが、来年度に向けて参考としての位置づけにて我が国から進出している企業の要望事項等をANNEX2として紹介させて頂いたので参照して頂きたい。

A．分野横断的規制

1．商法・商慣行

(1) EU域内の複数加盟国間での損益通算を認める指令の早期成立

EU内の支店・子会社の損失と親会社の利益の相殺を認める指令案が1990年に提案されたが、審議が難航したため、欧州委は2001年12月に指令案を撤回した。2001年10月に欧州委員会より発表されたコミュニケーション(IP/01/1468)において、指令案撤回後、新方策に関する加盟国との協議を2002年に開始するとしていたが、協議は未だ開始されていない。

EU内の支店・子会社と親会社の損益通算は、EU域内市場の強化の観点から重要視されていると承知しているが、EUで事業を行う我が国を含む第三国企業にとっても非常に重要である。日本政府として欧州委員会と加盟国の間で損失と利益の相殺を認める損益通算の早期実現に向けた検討が進められることを強く期待する。

(2) 国境を越えた合併を可能にするEUレベルの法的枠組み

EUでは2004年10月から「欧州会社法」が施行され、EU加盟国に子会社を作らなくとも域内の1か国での設立手続のみでEU域内で業務を行うことを認める「欧州会社SE(Societas Europaea)」が設立できるようになる。日本政府としてこの欧州会社法の施行を歓迎する。しかしながら日系企業は、欧州において特に、イギリス、ドイツ、オランダで非公開会社(有限会社)を多用しているため、公開会社(株式会社)のみに限定されている合併、転換によるSE設立は公開会社に転換しない限り行えない。

一方、1990年の合併指令により、国境を越えた合併については税制面での手当は行われたが、会社法面でのEUレベルの枠組みは、上記の欧州会社SE(Societas Europaea)設立を目的とする欧州会社法での手当にとどまっており、国境を越えた企業間の合併は、SEの法人格を持たない企業にとって必ずしも円滑に行うことができない現状にある。

国境を越えた合併についての会社法上の枠組みを作ることを目的とする第10号会社法指令案が1985年に提案されたが、同指令案は、新たな指令案が準備されていることを理由に、2001年12月に撤回されている。

日本企業には国境を越えた合併を可能にする法的手段として欧州非公開会社法の制定に期待をする企業も多いが、一方、2002年11月に発表された会社法高級専門家グループ最終報告書の勧告では、第10号会社法指令を欧州非公開会社法よりも優先することを明らかにしている。また、2003年5月に発表された欧州委のコミュニケーションの中では、欧州非公開会社法導入に関するフィージビリティ・スタディを実施することが謳われている。

日本政府としては、国境を越える合併を可能にする制度の整備に向けたEUの意志を表明した同報告書及び同コミュニケーションを支持するとともに、第10号会社法指令案および登記国の移転に関する第14号会社法指令案を公開会社のみに限定することなく、非公開会社も対象に加えるなど一部修正の上でその早期採択、実施についての検討が進められることを期待するとともに、欧州非公開会社法導入に関するフィージビリティ・スタディにおいて、欧州非公開会社法の必要性が認識され、同法が導

入されることを希望する。

2. 貿易・関税

(1) デジタル・ビデオ・カメラ（カムコーダ）の関税分類変更及び遡及課税

EUの関税分類では、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく外部機器からの信号が録画可能なビデオ・カメラと不可能なビデオ・カメラを区別しており、EU域内の細分により、それぞれ14%と4.9%という異なる関税率が設定されている。

我が国電子機器メーカーがEU向けに製造・輸出しているデジタル・ビデオ・カメラのうち、EUの関税分類に従って、外部機器からの録画機能（DV-IN）が作動しないようにソフトウェアで制御しているモデルについては、関税率4.9%に該当する製品として輸入申告してきた。

2001年7月6日、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく外部機器からの信号の録画が「潜在的に可能である」機能を持つモデルについても、関税率14%の関税分類に該当するビデオ・カメラであるということが、EU官報で公告された。

これに伴い、我が国電子機器メーカーが製造するデジタル・ビデオ・カメラが、輸入通関時点においては、DV-INの機能（の無効）がソフトウェアの制御により確定され、併せてカタログ等を通じて消費者にもDV-IN機能がないモデルとして訴求されているにもかかわらず、関税率14%に該当するモデルと解釈される可能性が浮上し、実際に一部のEU加盟国では、我が国輸出メーカーに対し、これまでの輸入申告は誤りであるとして、関税未納分を3年間遡って徴収すると指摘してきている。

ITの普及に不可欠なデジタル製品の機能をソフトウェアで制御することはメーカーにとって当然の措置であり、また、各社とも当該ソフトウェアの改造対策を行っていた。それに加えて、各社ともDV-IN機能の潜在的可能性を排除するために、ハード上の改造対策もとっている。よって、現在のビデオカメラの関税分類の解釈が我が国電子機器メーカーにとって不利益にならないEU各国税関の運用を要望するとともに、一部加盟国による関税の遡及徴収との主張を撤回することを要望する。

(2) デジタル複合機の関税分類

デジタル複合機（プリンタ、コピー、スキャナー、ファックスなどの機能を複合化しネットワークにつなげて使用することを前提としたデジタル多機能機）は、コンピュータとの接続による出力を主要な機能とした情報機器で、本来、HSコード8471（コンピュータの出力機器であるプリンタ）に分類され、関税は0%であるべきであるところ、EUは、9009（ITA対象外の品目であるスタンドアロンのアナログコピー）に分類しており、高関税（6%）を課している。日本及び米国では、デジタル複合機は、HSコード8471に分類されている。

右問題は、WCOのHS委員会で継続審議されているが、本年秋に予定されているWCOの場において、EUがデジタル複合機をHSコード8471に適正に分類し、各国関税での改善措置がとられることを要望する。

このHS上の分類に関連する情報技術協定（ITA）は、IT製品の関税撤廃を目的としており、IT製品は、ITA協定に基づいて約束された関税が課されるべきである。プリンタ、スキャナー、ファックスなど既にITAの対象となっている機能を複合化した製品は、より高度にIT化した製品であり、ITA対象品とされないのは、ITAの目的に合致しない点も重ねて主張したい。

(3) アンチダンピング規則の運用

テレビカメラシステムのアンチダンピング措置において、アンチダンピング課税の適用除外のテレビカメラシステムとして認定された製品であるにもかかわらず、除外認定告知日や、除外申請日等を基準としてそれ以前に通関した分について、アンチダンピング税を徴収する取扱を行う事例が見られる。当該措置の対象となるカメラは放送用カメラであって、放送用として使用できないプロフェッショナルカメラはアンチダンピング税の適用除外となっている。放送用として使用できないことが判断され、アンチダンピング税の適用除外とされたプロフェッショナルカメラを、アンチダンピング税の対象としたことを撤回することを求める。

(4) 欧州委員会による「通関24時間前の申告義務付け」に関する提案

欧州委員会は、本年7月24日、テロなどに対する安全対策強化の一環として、輸出入関係業者に対し、貨物が関税領域に搬入される24時間前に内容物の申告を義務づけることを主な内容とする関税規則の改正を提案した。本提案は、税関の機能を強化して危機管理を進めるとともに、検疫や保安などを担当する他機関との連絡調整を緊密化し、「ワンストップ・ショップ」的機能を発揮させることを目的としたものである。

テロ対策の取り組みについては、日本政府としてもその重要性を認識しているところであり、EU共通の輸送安全管理を実施することでセキュリティの強化を図ろうとする本改正案については基本的には支持する。しかし、本規則の施行は、欧州向けの出荷コストの増大や手続きの煩雑化等、外国業者にとって過大な負担を強いる可能性がある。このようなことがないよう、特別な配慮を求めるとともに、申告時間の短縮や例外制度の検討を進めることを要望する。

3 . 情報・知的財産

(1) 共同体特許制度の早期実施

EUの知的財産権工業財産権保護制度は従来各国別の制度となっていたが、商標権と意匠権についてEUとして統合された制度が加盟国別の制度として並立する形で確立されている。特許権に関しても、各国ごとの特許権保護制度と並立する共同体特許制度の創設に向けた政治的合意が、2003年3月の理事会でなされた。当該政治的合意による共同体特許制度は、出願、更新コストの削減を期待することができる。日本政府として、この共同体特許創設に向けた政治的合意がなされたことを歓迎するとともに、この制度が早期に実施されることを期待する。

(2) マドリッド協定議定書への加盟

本年9月のマドリッド同盟総会において、ECのマドリッド協定議定書への加盟のためのマドリッド共通規則の修正案が承認され、2004年4月1日から効力が発生することとなった。同総会においては、我が国も当該共通規則の修正案を強く支持したところである。これにより、ECが同議定書へ加盟するための準備は整ったと考えられるので、ECのマドリッド協定議定書への出来るだけ早期の加盟が実現することを要望する。

(3) 個人情報保護指令

EUは、十分な情報の保護規定がない国や地域向けには、EU加盟国からの個人情報を出さないことを義務づける「個人情報保護指令」を1998年10月に発効させるなど、政府主導による規制を実施している。

本件に関し、前回の我が国要望の中では、適切性の認定を受けていない我が国にとって、在欧日系ビジネス協議会(JBCE)等による「標準契約条項」の代替案の作成といった産業界の取り組みは、個人データの移転に関わる民間企業の業務効率化の観点から有効であるとの認識の下、本代替案を標準契約条項のモデルとして認めること、若しくは本代替案を踏まえて「標準契約条項」をビジネスの実態に合わせてより利用しやすいものに変更することを要望した。本要望に対する本年6月の欧州委員会回答は、「同委員会はこれまでの利害関係者による代替案の作成を、それが委員会決定2001/497/ECに沿っている限りサポートするとの立場をとってきているが、本代替案の内容を審議するWG29やWG31では、JBCE等によって作成された代替案は受け入れ可能な水準の保護措置を規定していないとしている」旨言及している。

しかしながら、「個人情報保護指令」に基づき適用される「標準契約条項」の一部には、実際にビジネスを行う上で使用するには厳しい条項が含まれている。従って、我が国としては、個人データの移転に関わる民間企業の業務円滑化の観点から、本年9月に在欧日系ビジネス協議会が欧州委に提出した代替案の審査に当たっては十分な精査を行うことを要望する。

また、第三国への情報転送に関するBinding Corporate Rules(拘束力のある企業ルール)のあり方について、WG29が作業文書を作成し関係者に意見招請を行ったところである。この第三国への情報転送へのBCRの活用については、グローバルに展開す

る企業グループ内での個人情報の送受信をより円滑に行えるようにする新たなツールとして期待されることから、具体的な指針作りにあたっては産業界の意見を十分考慮し、ビジネスの実態を踏まえた内容となることを要望する。

【付論】雇用

全体として欧州における雇用制度の改善は、優先要望と同等の重要性を有するため、付論としてここに取り上げる。なお、各論については、補足要望書に記載する。

欧州における雇用制度・慣行は、解雇、転勤、勤務時間、給与等の面で我が国進出企業にとって困難を生じる場合が多い。特に労働力の移動の自由度を確保することは、全てのビジネス活動の効率に関わる根本的な問題であり、域外、特に我が国からみた場合、既に進出している企業の問題だけでなく、今後進出する企業にとっても経済的の魅力との観点から切実な問題となっている。なお、こうした問題への取組が成功すれば、欧州で活動する企業のみならず欧州経済全体に裨益する。欧州側が、様々な角度から労働市場の硬直性の是正に取り組まれることを希望する。

加盟国個別の事項については、スペインの期限付き雇用契約、解雇補償金の問題、ベルギーの解雇制度、従業員代表制度、期限付契約、給与制度、労働時間、デンマークの執行役員の居住制限、スウェーデンのラストイン・ファーストアウト・ルール、勉強休暇法制度、ルクセンブルクの法定有給日数、解雇制度の改善、ドイツの従業員保護制度の緩和、解雇保護法、給与制度、オランダにおける解雇制度の緩和、振動指令の明確化等があり、個別詳細な問題ではあるが、いずれもビジネス環境の基礎をなす要素であり従来より我が方としては、優先要望と同等に位置づけてきている。今後、専門家会合等も活用し、改善を追求して行きたい。

B．業種別規制

1．法律サービス

【総論】

我が国は法律サービスに関し、これまでの日・EU規制改革対話におけるEU側の要望を真摯に受け止め、外弁法改正や司法制度改革推進本部の設置等、できる限りの措置を行ってきたところであるが、他方、我が方からの要望に対し、EU側では十分な改善がなされていないことは遺憾である。これは、我が国外弁法の下、外国弁護士が享受している地位に比較して、相互主義の観点から正当化しえない点であることを付記する。

については、本件についての欧州委員会の各加盟国に対するイニシアティブを期待し、EU加盟国において、我が国の弁護士が、より容易かつ広範囲に法律サービスを提供できるよう規制緩和することを要望する。

(1) フランスにおける外国弁護士の母国の法律サービスに関する業務従事の許可

日本は、かねてからEUに対し、フランスにおいて我が国の外弁法のように外国弁護士が特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事することが出来る制度を設けるべきことを要望しており、引き続き本件を要望する。

本年6月のフランス側回答によれば、外国弁護士制度の変更の可能性を検討中とのことであり、右検討状況についての情報を求めるとともに、開かれた制度となることを要望する。

(2) ドイツにおける外国弁護士のいわゆる第三国法に関する法律事務の許容

本年6月のドイツ側回答において、ドイツはGATS交渉の枠外でバイの交渉を行うべきでないとの立場をとっているが、GATSにおけるEUの約束は、右を越えて各加盟国が自由化を進めることを妨げるものではないと理解している。

我が方の要望でいう第三国法とは、外国弁護士が資格を有さない法律（受入国法、母国法を除く）を指しており、我が国では、外国法事務弁護士は、有資格者からの助言を条件に当該法律の取扱を認めている。したがって、この点に関して、第三国法を排除する合理的理由は明らかにされておらず、また、我が方の要望である外国弁護士が直接第三国法に関しても法律事務が行えるように規制を緩和するとの点では満足のいく回答は得られていないので、引き続き改善を要望する。

2. 電気通信

(1) 新指令(テレコム・パッケージ)に関する手続の透明性

日本政府は、新指令において加盟国の裁量による規制が認められている事項があることや、各加盟国における完全に調和のとれた法制化手続の透明性を確保する必要があることに照らし、新指令の実施のための国内法の改正審議においてパブリック・コメントの募集により意見を提出する機会を確保することを要望した。実際に、ドイツやフランスにおける法制化のプロセスにおいては、パブリック・コメントの募集が実施され、我が国がコメントを提出する機会が確保されたことを評価する。

一方で、新指令実施のための法制化の期限は本年7月24日となっていたが、多くの加盟国がこの期限に従った法制化を完了していないのみならず、未だ法制化手続に着手していない加盟国も存在する。

日本政府としては、各加盟国における法制化の迅速な完了を期待するとともに、新たに法制化手続に着手する加盟国が意見募集の機会を設けることを欧州委員会が確保することを引き続き要望する。

(2) 相互接続

(イ) アクセス指令第9条2において、相互接続約款(RO)には、市場ニーズに従った要素を含めることとされている。日本政府は、相互接続の開始までに要する期間は、新規参入者にとってビジネス上の重要なニーズであり、ROに当該期間を記載することが「市場ニーズに従った」要素として義務付けられるべきであると考えます。

重大な市場支配力(SMP)を有する事業者と新規参入者の交渉力の差が存在する場合、SMPを有する事業者が支配力を利用して接続を遅延させる動機及び蓋然性は十分であり、この意味で「接続に要する期間」が他の要素とは異なり事後的な紛争解決手続に委ねるべき純粋な商業上の事項であるべき理由はない。また、相互接続の開始までに要する時間は「関係する技術的な可変要素によって個別に差異を伴う」ことは理解するが、「標準的な」期間の記載を求めることはこの事情に対応しうる柔軟性を持つものである。

したがって、本条項に関する欧州委員会の解釈として、相互接続の申請から開始までの標準的期間が市場ニーズに含まれることを確認し、加盟国が必要な措置を講ずることを確保することを日本政府は引き続き要望する。欧州委員会の「電気通信規制政策の実施に関する第8次報告書」2002年度版によると、欧州におけるローカルループアンバンドリングの実施状況は極めて低調なものとなっており、このことが欧州におけるブロードバンドの発展を阻害しているものと考えられる。相互接続に要する期間をROに記載することは、この状況の改善のためにも大きなステップとなる。

(ロ) アクセス指令第9条2において、事業者が非差別的相互接続を提供する義務を課されている場合には、加盟国の規制庁は当該事業者に対して相互接続約款(RO)を公表するよう要求することができる旨規定されている(旧相互接続指令(97/33/EC)第7条も同様に規定)。昨年度の規制改革対話において、EU側より、ROの公表義務はSMPを有する固定通信事業者に対してのみ課されている旨回答を得ているが、透明性確保の観点から、各加盟国において、SMPを有する移動体通信事業者にもROの公表が義務付けられることを要望する。

これに関連して、EUが約束しているWTO/GATS参照文書2.4によれば、

上述の移動体通信事業者を含む主要なサービス提供者は、相互接続協定又は相互接続約款のいずれかを公に利用可能とすることが約束されていることを日本政府は指摘したい。併せて、昨年度のEU側回答において、「EUとしては、その点において自らの責務を果たしている」と述べているが、この参照文書2.4の約束に基づく義務をどのように果たしているのか説明が行われていないことも指摘しておく。

(3) 加入者回線基本料金の値上げについて

EU各加盟国においては、加入者回線の基本料金が引き上げられる傾向にある。例えばフランスにおいては、1997年から2002年までの5年間で約30%の引き上げが行われている。また、2003年7月29日には、ドイツテレコムがアナログ回線の加入者基本料の引き上げについてドイツ電気通信郵便規制庁(RegTP)から申請通り認可されており、これにより2002年4月時点に比べて23.5%の値上げが行われたこととなる。独占的に加入者回線を保有する事業者に対して安定した収入を保障する基本料金が引き上げられることは、公正な競争を阻害することにもつながり得る。すなわち、基本料金に対する適切な審査が行われず、基本料金がコストを大幅に上回る水準まで引き上げられることとなった場合、その剰余収益をもって独占部門から競争部門への内部相互補助が行われる危険性が高まることとなる。

したがって、日本政府は基本料金の動向について関心を有するとともに、公正競争確保の観点から適切な審査が行われるよう要望する。

(4) 政府による通信事業者の経営への関与

近年の欧州における通信事業者の経営悪化に伴い、各加盟国政府が株主として通信事業者の経営に関与する傾向が強まっている。たとえば、2002年7月にはドイツ連邦政府がドイツテレコム社長の解任に関与し、2002年12月にはフランス政府がフランステレコム救済のための支援を行っている。また、政府が株主として経営に関与する例以外としても、2002年10月にドイツ連邦政府がMobilcomの救済のため融資を行った件がある。また、いくつかの加盟国においては、従前より、現役の政府職員が経営理事会のメンバーや監査役会の役員となることにより、政府が通信事業者の経営に関与する仕組みが存在しているところである。このような政府による通信事業者の経営への関与は、EUの言う「独立規制機関」の存在にもかかわらず、市場における競争を歪めるものである。したがって、日本政府としては、各加盟国政府が通信事業者の経営への関与を行わないよう要望する。

3. 金融サービス

【総論】

EU域内のある加盟国で認められた活動、商品、ライセンス等に関して、他のEU加盟国でも自動的に認められ、追加的な手続の必要がない、若しくは報告のみで許可を要しない制度を導入することは、域外国から見て魅力ある単一市場の観点から有効であると思われるので、引き続き右制度の導入を要望する。また、監督当局に対する届出書類等について、各EU加盟国において、日本人を含む外国人への配慮として複数言語で記述されたフォームを準備することは、欧州域内のビジネス環境を整備する上で即効性のある処方箋と思われるので、早急な対応を求める。また、国毎に異なる内容、様式の届出を行うのは煩雑であり、ビジネス上の効率の観点から改善の余地があると思われるので、届け出内容、様式の調和を要望する。現在行われている金融サービス市場統合に向けた努力の進展に期待する。短期的に解決できる問題ではないが、継続的な努力を期待する。

【個別国における事項】

独における日系企業取引に関する親会社の決算信用分析

独銀行法第18条は銀行に、「EUR 250千以上の与信先について、その財務諸表の開示を受け、信用状況を把握すること」を課しているが、与信先の範疇には最上位連結会社たる日本の親会社も含まれることとなっている。故に、日系取引先企業の親会社についても、在独支店が独語か英語による親会社の決算書の原本の開示を受け、独語か英語でその信用分析を行うことが義務づけられている。しかしながら、上場企業の中には、英文の決算書を作成していない会社があり、有価証券報告書も日本語であるため、上記の要請を満たさない。また、インターネット上で公開されている決算諸表は正式なものとは見なされない。そこで、以下の3点を要望したい。

(イ) 日本語の決算諸表を認める。

(ロ) インターネットによる決算諸表を認める。

(ハ) 親会社の信用分析にあたっては、日本の取引店で行っている分析結果の流用を認める。

4 . 自動車

(1) 歩行者保護に関する国際基準調和に向けた日・EU間の協力

歩行者保護基準は、自動車の基本車体構造に影響を及ぼす基準であるため、国際調和の必要性が極めて高い。このため、UN/ECE/WP29の98年グローバル協定に基づく世界統一基準（Global Technical Regulation）の制定に向け欧・米・日各政府が協力して作業を進めているところであるが、EUにおいては、独自の歩行者保護指令案の審議が議会、閣僚理事会で進んでいる。

については、国際研究調和プロジェクト（IHRA）の検討結果は、歩行者保護のための・・・を確保することとしており、この検討結果を反映した世界的技術規則が、UN/ECE/WP29において早急に策定されるよう、引き続きEUの積極的な協力を要望する。

(2) ECE規則第94号及び95号の採用

日本政府がすでに採択しているECE95（側面衝突試験）及び来年度採用を予定しているECE94（オフセット前面衝突試験）については、・・・等の具体的措置をとったために既に相当のEU指令との不整合問題が解決済みで技術的には何ら問題がないと理解しているにも関わらず、未だにEUとして採択がされていないため、車両型式認証制度（WVTA）においてこれらの規則に基づく認証を使用できない状況にある。

車両等の型式認証相互承認協定（58年協定）に基づく日EU間の相互承認の拡大を推進するため、EUが、これらの規則について早期に採択を行うとともに、車両型式認証制度（WVTA）においてこれらの規則を使用可能とするためのEC指令（70/156/EEC）の改正を行うことを要望する。

C . 環境規制

環境

【総論】

環境問題に先進的に取り組んでいるEUの姿勢を評価しており、特にリサイクル問題については我が国も同様の問題意識を共有している。しかし、こうした規制は、環境面において達成しようとする目的と、企業による経済活動や国際貿易・投資に与える影響の間で適切なバランスが図られるよう配慮すべきと考える。環境に関する規制が企業にとり過度に負担となり、健全な経済活動を阻害する、或いは貿易障壁となることのないよう、今後とも、EU域内での規制の実施可能性等を含め、我が国政府・業界会の意見が反映されるよう引き続き十分な情報提供が行われるよう要望する。

(1) 「欧州における新たな化学品規制」：REACH (Registration, Evaluation and Authorisation of Chemicals) システム

【注）関連法令：67/548/EEC、76/769/EEC、88/379/EEC、Regulation793/93】

2003年5月に欧州委員会が発表した規制案については、我が国政府を含む多くの政府・関係産業団体等から意見が寄せられ、欧州委員会はこれらを踏まえて、正式な規制（規則）案を策定中と承知している。

本件については、化学物質の製造・輸入を行う欧州企業のみならず、EU域内で活動する日本企業等外国企業、EU域内へ化学物質や成形品を輸出する企業においても影響が大きいため、わが国としても極めて高い関心を有しており、欧州委員会が提出する正式な規則案の内容や今後のEU内部での審議日程等も含め、今後とも緊密な情報提供や意見交換の実施を要望する。

なお、技術的な要望については、別途詳細な議論を行う機会を設けることを提案する。その際、2003年7月10日付けの我が国政府コメントについての検討やコメントに添付した質問事項への回答も伺いたい。

REACHシステムに関するわが国の基本的な考え方は以下のとおり。

- (イ) 目的に照らして過剰な義務・負担を事業者に課すべきではない。
 - (ロ) EU向け輸出を阻害し、必要以上に貿易制限的にならないよう配慮すべき（特に成形品に含まれる化学物質の登録について。またWTO諸協定との整合性にも問題が生じないよう配慮すべき）。
 - (ハ) OECD等の場で国際的に実施乃至検討されている化学品規制制度の国際調和の動きとの整合性を確保すべき。
- (二) EU加盟国内における規制適用の統一性、透明性、公正性を確保すべき。

(2) 「廃電気・電子機器指令(WEEE)」、「特定有害物質使用禁止指令(ROHS)」、「廃自動車指令(ELV)」

(イ) WEEE及びROHSは、本年2月に発効し、今後は来年8月までに各加盟国の国内法が整備される段階にあると承知している。各国内法の内容に関しては我が国業界も高い関心を有していることから、今後とも域内各国の法整備課程において我が国に十分な情報提供が引き続き行われることを要望する。

(ロ) WEEE指令の対象とならない製品については、ROHS指令でも同様に指令の対象から除外することを希望する。また、産業用大型設置型機器、業務用大型設置型エアコン等をWEEEの対象から除外することを既にわが国業界から欧州委員会に対して要望しているが、これらの機器についてはROHSでも同様に対象外とすることを要望する。

(ハ) ROHS指令の適用除外については、対象の例示等による明確化を希望する。また、今後、関連業界等から適用除外項目の追加要望がある場合には、柔軟な対応を希望する。

(ニ) ROHS、ELVを含む製品への有害物質の使用に関する欧州規制において、有害物質の分析方法及び含有量については現実的な基準設定がなされることを引き続き希望する。また、閾値の設定に当たっては、含有量の評価、測定に要するコストが製品自体の価格に反映されることを踏まえて、環境保全上の支障が適切に防止される範囲の中で製品の安全性と経済性のバランスを考慮すべきである点を再度強調したい。

ROHSにおける閾値の定義と検査方法については、ELVにおける定義及び検査方法と一本化することを要望する。しかしその際、ELVで用いられている「意図的混入 (intentionally introduced)」という表現は用いずに明確な表現とすることを希望する。また、ELV、ROHSともに、域内各国での検査方法の統一等が必要と考える。

(3) 廃電池指令

ニカド電池については、代替研究が進められているところであるが、その中で、代替できない領域が明らかになってきている。特に、瞬間的大電流が必要となる分野や長期にわたる微小電流が必要となる分野においては、代替しうる電池が存在しない。そのためニカド電池が右指令の規制対象から除外されることを引き続き要望する。

D. ビジネス環境の基盤的事項等

1. 滞在労働許可制度

【総論】

日本人を含むEU域外のビジネスマンのEUにおける環境整備の第一歩は、家族も含め、安定的に将来予見性をもって、当該赴任地において新しい生活を始めることができることを確保することである。EU加盟国において、労働許可、査証、滞在許可等の取得或いは更新手続きにかなりの日数を要するため、EU加盟国に進出している我が国企業にとって、従業員の円滑かつ計画的な採用や配置転換に支障をきたしている。また、複数の加盟国において、事務担当者によって扱いが異なったり、発給基準が明確でないなど行政手続きが不透明であったり、また、手続きが煩雑であったりするケースも見られる。更には、滞在許可証の受領に時間を要し、赴任後の生活における各種手続きに支障を来している例もある。

こうした理由から、労働許可・滞在許可等の問題は、会社の経営者、従業員及びその家族にとって最大の関心事となっており、実際のところ、要望件数としては最も多い要望の一つとなっている。本分野では前向きな対応が見られることは評価しているが、一方発給までに要する時間、手続き書類の複雑さ等、後述する事項について更なる改善を求めたい（イタリア、スペイン、ギリシャ、ベルギー、フランス、フィンランド、ポルトガル、ルクセンブルグ、オランダ、アイルランド、ドイツ、オーストリア）。

また、我が国の国民も含めEU域外の労働者の欧州域内における転勤の例も増加しているが、入国前の労働許可取得が条件付けられている場合、企業内転勤等において大きな負担となり得るため、発給までの不確かな期間を待機することになり、可能な限り入国後の滞在労働許可証の申請が認められるよう配慮を求める。

欧州委員会は、上述の手續の簡素化、調和を目指した指令案を作成し、検討していると承知しているが、右は我が国を含めた域外国にとっても、有益であるので、是非とも早期の採択を希望する。同進捗状況については、その内容とともに情報提供があることを望む。

(1) 就労を目的とする第3国国民の入居・居住要件に関する指令

(イ) 欧州委員会は2001年7月に「就労を目的とする第3国国民の入居・居住要件に関する指令案」を提出した。右指令案は、労働・滞在許可手續の簡素化及びEUレベルでの調和を目的としており、我が方はEU域内で就労しようとする我が国国民が負担する事務の軽減につながることを期待する。

(ロ) 本年2月に採択された欧州議会の修正決議において、一般労働許可の処理期限の短縮、ある加盟国が発行した企業内転勤者の滞在許可を他の加盟国でも有効とする等が提案されたことを歓迎する。

(2) 第三国国民の域内自由移動に関する指令案

第三国国民の域内自由移動に関し、2001年7月、欧州委員会が第三国国民の域内自由移動に関する指令案を提案したところ、本指令案がそのまま実施される場合には、これまで我が国と欧州各国との査免協定に基づいて行われてきた欧州への我が国国民の渡航に多大な影響を与えとの観点から、我が国は本指令案の慎重な検討を要望してきた。現在、右欧州委案及びポルトガル案ともに、理事会における審議はブロックされ、議論は進展していないと承知しているが、我が方は以下を要望する。

(イ) これまでも我が国が要望してきた通り、指令案の審議に当たっては、シェンゲン協定発効前に有効であった査証免除措置については今後とも遵守されるような内容とするよう要望する。

(ロ) 我が国は、本件に関するEU内での議論の行方に多大な関心を有しており、今後とも緊密な情報提供・意見交換を希望する。

(3) イタリアにおける滞在・労働査証

(イ) 労働許可証に関し、役員クラスが対象となる独立事業者枠（アウトノモ）及び管理職が対象となる従属事業者枠（スポルディナート）とも枠数が少なく、新規の労働許可証取得が極めて困難であり、また、毎年枠の発表がずれこむため、駐在員の交代に支障が出ている。我が方は労働許可証の増枠と早期の枠確定を要望する。

(ロ) 従属事業者枠の暫定措置として発行された2年間の期間限定労働許可証については、延長・更新が認められないが故に、新規に申請・取得せざるを得ず、かつイタリアでの就労・滞在のために新たな入国査証が必要とされることから、一時帰国を余儀なくされ、事業活動に障害が出ている。我が方は早急に有効期限の延長及びイタリア国内での更新を可能とすることを要望する。

(4) スペインにおける労働査証

労働査証発行に係る手続は以前に比し全般的に迅速化が進んでおり、スペイン当局の努力を評価する。他方、半年以上要しているケースも依然として見られ、査証取得までにどの程度の期間を要するのかについて事前に予測することが困難である。については、企業活動の円滑化の観点から、手続の一層の迅速化とともに、標準的な処理期間を設定することを要望する。

(5) フランスの商業手帳

(イ) 非EU加盟国の国民がフランスの会社の取締役役に就任する時には、商業手帳の取得が必要とされているが、申請に必要な書類が多く、必要書類の簡素化を要望する。

(ロ) 商業手帳の取得には通常3～4か月かかるが、半年かかった事例も報告されている。また、滞在許可の期限が1年であり、滞在許可の更新に際して商業手帳の更新が

必要となるため、毎年商業手帳を更新する必要がある。ついては、商業手帳の更新手続きの簡素化や商業手帳の期限を数年間とすることにより、事態を改善することを要望する。

また、滞在許可を更新する際には更新済みの商業手帳の提示を求められ、商業手帳を更新する際には更新済みの滞在許可の提示を求められる場合があるところ、手続きの明確化を求める。

(6) フランスの滞在・労働許可

労働許可の取得、滞在許可証の更新手続きに要する日数が長く日本人駐在員の円滑な移動・配置転換に支障をきたす場合があり、また緊急事態に対応不可能となっている。我が国は、引き続き手続きの短縮及び簡素化を要望する。また、滞在許可証の有効期限を現在の1年から2年への延長を引き続き要望する。

(7) ベルギーにおける労働許可

労働許可及びプロフェッショナルカードの発給についてはベルギー政府としても手続改善に向けた努力が見受けられるが、コミューンにより対応が異なる例や依然として長期間かかっている例も見られる。事務担当部門のルールの徹底と手続期間の短縮を引き続き要望する。

(8) ギリシャにおける滞在・労働許可

2001年6月の新入国管理法制定により末端の窓口まで運用が徹底されずに混乱が見られる。また、滞在許可証発給までに1年以上かかったケースも報告される等、申請から発給までに長時間を要し、ビジネス活動に多大の支障が生じている。我が国は、申請手続きの簡素化・統一化の徹底、処理の迅速化を要望する。また、滞在・労働許可証の有効期限を現行の1年から3年への延長を要望する。

(9) フィンランドにおける労働査証

労働査証申請に際しては、当初1年間の労働査証が与えられ、その後更新時に滞在予定期間に合わせて1年から2年間有効の査証取得が可能と承知しているが、多くのケースでは有効期限1年のものしか発行されない。また、更新作業に3か月程度かかるなど、在留邦人がビジネスする上での障害となっている。我が方は滞在期間に応じた有効期間の労働許可証を迅速に発給することを要望する。

(10) ルクセンブルグにおける労働許可

労働許可取得に時間がかかっており、また、必要書類が多岐にわたり、その延長手続きの煩雑さは依然解消されていない。特に現地採用邦人の労働許可に関し、2～3か月の審査の後、専門技能不足を理由に不許可になったケースも報告されている。本

年6月のEU側回答にはルクセンブルグからの回答はなく、取得手続の簡素化や審査期間の短縮等制度の改善を引き続き要望する。

(11) ドイツにおける滞在・労働許可

渡独後、労働許可の申請から取得まで約2か月を要するが、この間は給与も支給できず、邦人駐在員の業務・生活に支障をきたしている。また、滞在許可の発行・更新の申請の際には、窓口の担当者によって対応がまちまちであることが見受けられる。我が方は、滞在・労働許可発行手続の簡素化・迅速化を要望する。

(12) ポルトガルにおける滞在・労働許可

ポルトガルにおいては、滞在・労働査証及び許可の発行・更新に要する期間にばらつきがあり、また、担当者により対応が異なるケースも報告されている。については、手続きを迅速化するとともに、標準処理期間の公表や具体的な手続要領の書面での開示を含む手続きの明確化を要望する。また、労働許可の更新申請期間が短く（失効の1週間前から受付）、出張等の障害となっているところ、右期間の拡大を要望する。

(13) アイルランドにおける企業内転勤者への労働許可取得免除制度

1999年4月に導入された負担軽減措置である企業内転勤者への労働許可取得免除制度（Intra-Company Transfer Scheme）が、特定諸国からの入国者の手続濫用を理由に昨年10月以来停止されており、日系企業の最大の懸案事項となっている。現在、アイルランドに進出している日系企業の日本人従業員のほとんどが右措置により入国しており、今後右措置が再開されないとすると、時間的（申請から約2か月）、金銭的、労力的負担のかかる労働許可取得手続を行わなければならない。我が方は、右措置の早急な再開を要望する。

(14) オランダにおける労働許可発行基準

オランダにおいて、日系企業が邦人を雇用する場合には、当該邦人が労働許可を得ていることが必要であるが、労働許可の発行は、原則としてEU全域等幅広く求人活動を行った上で、EU国籍を有する者がその求人を埋め得ない場合等に限定されているため、求人活動に要する経費が負担となっている。また、年間5万ユーロ以上の給与のあるマネージャークラスにのみ労働許可が認められるため、高度な技能を身につけていない若年日本人を雇用することが困難になっている。我が方は、労働許可発行基準の改善を要望する。

(15) オーストリアにおける労働許可発行の制限

顧客の大半を日本人とする日系企業においては、期待されるサービスの提供のため

にも、日本人スタッフの雇用が必要となってくる。しかし、オーストリア人の雇用が前提となっており、また事実上、邦人に関しても一定の収入を得ていることが労働許可発行の条件となっている。我が方は、労働許可に関する弾力的な対応と発行基準の改善を要望する。

2. 運転免許証

【総論】

欧州に進出している日系企業の駐在員及び同家族が欧州に居住し、ビジネスを営む上で運転免許の取得は最も基礎的な要件の一つであり、EU加盟国において、基本的に我が国の運転免許証から滞在国の運転免許証に切り替えることができることは望ましい状況である。一方で、日系企業の駐在員及び同家族がビジネスやプライベートで日本に一時帰国した際に、日本国内で自動車を運転することともまた、日常生活を送る上で不可欠なことである。

EU域内において、共同体モデル (Community model) の運転免許証を2つ以上持つことに起因する不正行為を阻止するとの観点から、欧州委員会は、運転免許に関するEC指令 (1991/439/EEC) により、第三国 (日本を含む非EU諸国) 発行の運転免許証から共同体モデルの運転免許証に交換する場合は、その第三国発行の運転免許証を提出しなければならないとしており、EU加盟国内で運転免許証を切り替えた駐在員をはじめとする日本人は、一時帰国時に日本の運転免許証を携帯することができないため運転ができないという問題を従来より提起しているところである。

本件については、駐在員をはじめとする多くの日本人が欧州各国に派遣・滞在する時代であることに鑑み、個人が多大な負担を負うかたちでの解決を模索するのではなく、日・EU双方にとって建設的な解決法を今後とも模索していきたいと考える。

ギリシャの実質的な免許切替停止

2001年3月発効の大統領令により、日本運転免許証はギリシャ運転免許証への切替が可能であると承知している。また、手続においては、ギリシャはギリシャ外務省もしくはギリシャで登録されている弁護士の発行した翻訳証明を提出することを要求している。しかし、実際のところ、ギリシャ外務省では日本語の翻訳は扱っておらず、また日本語を解するギリシャ人弁護士は事実上存在しないことから、翻訳証明を入手することが不可能な状態にある。したがって、切替申請に必要な書類を用意することができない状況であり、ギリシャ免許証への切替については制度は存在するが、実質的には切替が不可能となっている。

我が国は、ギリシャ政府に対し、運転免許証の切替手続において、在ギリシャ日本大使館発行の翻訳証明の採用を認める等、右問題の早急な解決を要望する。

【付論】社会保障

日・EU間で協力が進捗している分野であると認識しているが、欧州進出企業、そしてこれから進出しようとする企業にとって、社会保障費の二重払いによる負担はかなり大きな問題であり、引き続き日・EU双方が努力を行っていくことを希望している。なお、EUでは、社会保障の調整に関する規制（1408/71）の第三国国民への適用拡大、職業退職年金に関する指令等の動きがあり、EU域内での労働移動促進につながるものとして評価するとともに、今後も更なる進展を期待している。

(別添1)

税制

以下の事項については、他の日本政府の要望とは異なり、我が国民間企業より指摘のあった事項を紹介するものである。

(1) 合併・資産の移転・株式交換等に適用する 1990 年合併指令

EU内の合併・資産の移転・株式交換等に適用する 1990 年合併指令は、EU内で組織再編を行う場合、評価替えを繰り延べする税制措置を規定しているが、対象となる「適格な組織再編」の範囲を限定しており利用しにくい。特に多くの日系企業が欧州で行っている現地法人の支店化等のグループ内の再編の際に、日系企業のニーズに基づく組織再編を行いにくくしている。

また同指令の実施に関連して、EU内で統一的な扱いがされないことから、欧州内でグループの再編を意図している企業は関係する加盟各国における取り扱いの違いを考慮しなければならず、作業的、コスト的に重荷であり、組織簡素化の妨げとなっている。具体的には、加盟国によっては、資産と交換に受け取った株式を何年か持ち続けることを求めており、資産をすべて株式と交換し、空の会社になった場合にも、株式を持ち続けるために会社を維持する必要がある。会社の維持費がかかるだけでなく、欧州本店からの配当の一部を空の子会社経由で配当する必要があるため、配当に対する源泉税が余計にかかる可能性がある。加盟国が規定している持株の義務付けが企業再編の実質的な障害とならないようにして欲しい。

昨年度EU側回答によれば、欧州委は合併指令の適用の範囲と条件を如何に拡大し、改良するかについて加盟国と議論しており、2003年夏に修正案を提案するとしているが、その進捗について教えて欲しい。

(2) 移転価格税制の運用の調和

移転価格税制について、各国税務当局の運用はOECDルールに沿ったものであると理解しているが、企業側には移転価格税制を遵守するための作業が煩雑でコストがかかるという認識がある。事前裁定制度の導入も徐々に進んでいるものの、加盟国によって条件等が異なっており、国別の対応を余儀なくされているという現状にある。欧州委員会によって2001年10月に発表された税制に関するコミュニケーションにおいても、移転価格税制に対する遵守コストが高いと認識されている。この移転価格税制に対する遵守コストが実質的に削減される政策が早期に生み出されることを要望する。

(3) 付加価値税制度の調和

付加価値税について、各国税務当局ごとに手続及びその運用が大きく異なっており、EU全体を統一市場として認識し活動する際の妨げになっている。ついては、還付手続の期間短縮等VATシステム全体の簡素化、現行ルールにより統一的な運用について、欧州委のこれまでの努力を高く評価するとともに、より一層のイニシアチブを期待する。

(4) 国境を越えたグッドウィル移転の際の課税

欧州における日本企業の中には、事業組織を単一市場に適合させるための組織再編に取り組んでいるところが少なくない。事業組織を汎欧州にする上で各種機能の最適な配置は極めて重要であり、その際、各種の経営資産を国境を越えて動かすことが必要になるケースが多い。合併指令はこのような資産の国境を越えた移動にあたって発生する課税を繰り延べる措置を規定している。

日系企業の事業再編を見てみると、グッドウィル(営業権)が国境を越えて移転する必要性に直面するケースが多い。しかしながらグッドウィルは合併指令の課税繰延措置の対象に含まれておらず、場合によって多額の課税が発生する可能性がある。本課税の影響により、実際に事業再編を断念するなど、事業再編における障害となっている。

欧州委では2001年10月に発表されたコミュニケーションのアネックスで、グッドウィル移転への課税が合併指令による課税繰延の対象とならないことを問題として認識している。この欧州委の問題意識を高く評価し、欧州委及び加盟国に対し、事業再編に伴いグッドウィルが国境を越えて移転した場合の課税について、課税権を元の加盟国に残した形で課税繰延の対象とする制度改正が迅速に実現することを要望する。また、事業再編時にしばしば発生する不動産取引税及びその他の無形財産等の取引税も含め、合併指令による課税繰延対象の拡大について検討が進められることを要望する。

(5) IAS(国際会計基準)に基づく法人課税基礎の統合

EUでは欧州議会・理事会規則(Regulation/EC/1606/2002)により、2005年からEUにおける上場企業は、連結財務諸表をIAS(国際会計基準)に基づいて作成することが義務づけられることとなった。しかし、本規則では単体決算や多くの日本企業の子会社のような非上場企業の決算においてIASの適用を認めるかどうかは各加盟国の裁量に委ねられている。

結果として、上場企業が単一の会計基準に基づく単一の財務諸表を作成できる一方、非上場企業は、IASを認めない国を含む複数国で業務を行っている場合、複数の会計基準に基づく複数の財務諸表を作成することが必要になり、よってより大きな財務諸表作成コストに直面する。これは上場企業と非上場企業の間で財務諸表作成費用の点で異なった取扱いがなされることを意味する。

日系企業を含めEUの外に世界本社を持つ多くの企業において欧州内の子会社を上場させていることは例外的であり、EU単一市場において上場非上場にかかわらず、IASに基づく決算を選択できるようにすることに強い要望がある。

同時に現在EUは法人税基礎の統合について検討を進めていると承知している。かかるイニシアティブはEUの市場統合に向けた継続的努力を示すものである。法人税基礎の統合は日本企業にとってもEUの事業環境の大きな改善を意味するものであり、その一層の進展を期待している。

また、現在法人税基礎の出発点としてIAS決算書を使用するとの提案があると理解している。上記のとおり現状では非上場企業にIASに基づく財務諸表が認められるか否かは各国の方針によって異なる。結果として非上場企業の一部が法人税基礎統合の便

益から排除される可能性が指摘される。この観点からも、EU内の企業に上場、非上場にかかわらず IAS に基づく決算書が受け入れられる必要性を強調したい。

(別添2)

加盟予定国における改善要望

来る2004年の日・EU規制改革対話には、新たに加盟することとなる中・東欧等10か国の参加も見込まれるので、同地域へ進出している日系企業に対し、現時点でどのような要望があるかを調査した。以下に幾つか紹介する。これらは、本年度は対話の対象とするものではないが、来年度の対話に向けた参考として貰いたい。

1. 滞在労働許可証

申請書類の簡素化や申請手続きの透明性確保の要望が見られる。

(1) 申請書類

申請書類が多岐に渡るため、簡素化が望まれる。また、例えば健康診断書については、滞在国のものか、本邦のものか等ははっきりしない等要件が不明瞭であることもある。

(2) 申請地・申請人

本邦での申請か、滞在国での申請か、その他の国からでも申請できるのか。また、本人のみか、代理人でも良いのか等について明確性が求められる。

2. 運転免許証の切替

現在EU加盟国との間では日本国の免許証は、基本的に切替が可能であるが、まだ認められていない国においては、特に要件を求めることなく、日本の免許証との切替を実現するようにして貰いたい。

3. 地方税関における通関事務処理の迅速化

地方税関における各種法律解釈等の統一的運用の確保や通関事務の迅速化を要望する。